

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【公表番号】特表2012-532379(P2012-532379A)

【公表日】平成24年12月13日(2012.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2012-053

【出願番号】特願2012-518578(P2012-518578)

【国際特許分類】

G 06 T 11/80 (2006.01)

【F I】

G 06 T 11/80 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年9月17日(2013.9.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0067

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0067】

ユーザは、カスタムデザイン工程において様々なスタイルを検索しまたは検索を変更することができる。モバイルコンピューティング機器は、ユーザから様々な入力データを受け取る装備を備えていてもよい。例えば、ユーザは画面に触れて様々なオプションを選択したり、データを入力したりすることができる。またユーザは、モバイルコンピューティング機器を物理的に振ったり、「シャッフル」したりしてオプションを選択したり、入力を行ったりすることもできる。例えば、ユーザは、カスタムデザイン製品を購入し、保存し、または共有する前に、特定のスタイルの靴を様々な色で閲覧してもよい。様々な色の組み合わせのそのスタイルの靴を「スクロール表示」するために、ユーザはモバイルコンピューティング機器を物理的に振ったり、「シャッフル」したりしてもよい。そのようなシャッフルはモバイルコンピューティング機器によって感知され、ソフトウェアアプリケーションは、次のスタイルを異なる色の組み合わせで表示するよう指示される。このシャッフル工程は、任意の機能を制御するまたはモバイルコンピューティング機器のカスタム・デザイン・ソフトウェア・アプリケーションに任意のデータを入力するのに使用されてもよい。またユーザは、ソフトウェアアプリケーション内でデータを入力し、またはオプションを選択する手段として、モバイルコンピューティング機器を回転させたり、指でなで(スワイプし)たり、軽くたたいたり、指でつまんだ(ピンチした)りすることもできる。ソフトウェアアプリケーション内でデータを入力し、またはオプションを選択する任意の適切な方法が実施され得る。